

○日本中央競馬会法 | e-Gov 法令検索 (抄) 1

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 関法

Law RevisionID:329AC0000000205_20250601_504AC0000000068

昭和二十九年法律第二百五号

日本中央競馬会法

第二章 管理

（経営委員会の委員の欠格条項）

第八条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、経営委員会の委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 三 この法律又は競馬法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 四 政府又は地方公共団体の職員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含み、非常勤の者を除く。）

五 競馬会の役員又は職員

六 競馬会が行う競馬に係る馬主

七 競馬会に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて競馬会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

（役員欠格条項）

第十三条 第八条の七（第五号を除く。）の規定は、理事長、副理事長、理事及び監事について準用する。

第三章 業務

（業務の範囲）

第十九条 競馬会は、第一条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 競馬を実施すること。
- 二 馬主、馬及び服色を登録すること。
- 三 調教師及び騎手を免許すること。

2 競馬会は、前項に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 競走馬を育成すること。
- 二 騎手を養成し、又は訓練すること。
- 三 競馬法第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うこと。
- 四 その他競馬（馬術競技を含む。次項において同じ。）の健全な発展を図るため必要な業務

3 前項の場合において、競馬場の周辺地域の住民又は競馬場の入場者の利便に供する施設の整備その他の競馬の健全な発展を図るため必要な業務であつて農林水産省令で定めるものを行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

4 競馬会は、第一項及び第二項に掲げる業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、次に掲げる事業（第三十六条第一項において「畜産振興事業等」という。）であつて農林水産省令で定めるものについて助成することを業務とする法人に対し、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付する業務（これに附帯する業務を含む。）を行うことができる。

- 一 畜産の経営又は技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業
- 二 農村地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備その他の営農環境の確保を図るための事業又は農林畜水産業に関する研究開発に係る事業であつて畜産の振興に資すると認められるもの

（事業計画）

第二十一条 競馬会は、農林水産省令の定めるところにより、事業計画を作成し、農林水産大臣に提出してその認可を受けなければならない。

2 競馬会は、前項の認可を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

第四章 会計

（国庫納付金）

第二十七条 競馬会は、政令の定めるところにより、競馬法第六条の規定により発売する勝馬投票券の発売金額から同法第十二条第六項の規定により返還すべき金額を控除した残額の百分の十に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2 競馬会は、毎事業年度、政令の定めるところにより、剰余金の二分の一に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（損失てん補準備金）

第二十八条 競馬会は、政令で定める額に達するまでは、毎事業年度、剰余金の十分の一以上を損失てん補準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(特別積立金)

第二十九条 競馬会は、**第二十七条第二項**の規定による納付及び**前条第一項**の規定による積立をしてなお剰余があるときは、すべてこれを特別積立金として積み立てなければならない。

2 前項の特別積立金の処分については、政令で定める。

(特別振興資金)

第二十九条の二 競馬会は、**第十九条第三項**及び**第四項**に規定する業務に関して、特別振興資金を設けるものとする。

2 競馬会は、特別振興資金に係る経理については、一般の経理と区分して整理しなければならない。

3 競馬会は、**前条第一項**の剰余があるときは、**同項**の規定にかかわらず、その剰余の額に事業年度ごとに政令で定める割合を乗じて得た額を特別振興資金に充てることができる。

4 特別振興資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、**前条第一項**の規定にかかわらず、特別振興資金に充てるものとする。

5 特別振興資金は、**第二十五条**の規定により運用する場合のほか、政令で定めるところにより、**第十九条第三項**及び**第四項**に規定する業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

(財務諸表等)

第三十条 競馬会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 競馬会は、**前項**の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 競馬会は、**第一項**の規定による農林水産大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに**前項**の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 **第二項**に規定する事業報告書及び**前項**に規定する附属明細書に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。